破産手続終結

平成２３年（フ）第１１６号
長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷27番地１
破産者　株式会社天神ＥＸライン
１　決定年月日　平成26年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３７４号
千葉市稲毛区緑町１丁目18番６号
破産者　株式会社ホーミング・クリエート・サービス
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５５号
千葉県習志野市秋津４丁目16番２号
破産者　有限会社清徳
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
奈良市柏木町51番地の１
破産者　白鳥工業株式会社
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目11番19号
破産者　有限会社乾ホーム
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１７２号
愛知県大府市追分町１丁目221番地
破産者　株式会社共栄建設
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２号
広島市中区舟入幸町22番４号
破産者　株式会社サンバージュいのうえ
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
青森市卸町６番６号
破産者　有限会社サワショウ
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
岐阜県関市下有知字榎畑1447番の１
破産者　株式会社錦屋
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４８０号
岐阜市中西郷４丁目75番地２　ウィステリア302号室、開始決定時の住所岐阜市下西郷２丁目151番地１
破産者　武井克紀男
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８８号
岐阜県各務原市三井北町３丁目124番地フォーブル大塚203、開始決定時の住所岐阜県各務原市尾崎北町２丁目40番地
破産者　稲葉工務店こと　稲葉　洋二
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５６２号
京都府城陽市寺田丁子口52番地
破産者　谷村建設株式会社
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
岡山県都窪郡早島町早島3563番地２
破産者　有限会社オールワーク
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９２号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1340番地　末永団地Ｄ棟203、旧住所長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免915番地４
破産者　末永　和美
１　決定年月日　平成26年２月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
奈良市あやめ池南６丁目２番７―502号
破産者　間宮　省吾
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３３号
奈良県北葛城郡上牧町松里園１丁目８番21号、前住所兵庫県小野市神明町115番地の14田原方
破産者　進藤　明美（旧姓田原）
１　決定年月日　平成26年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
札幌市北区北35条西９丁目４番３号　広瀬マンション203号、開始決定時の住所札幌市東区中沼１条１丁目２番８号
破産者　清水　　泰
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８３号
北海道北広島市稲穂町西４丁目２番地12
破産者　人見　勝則
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部